

○函館市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月8日

条例第36号

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者および消防長をいう。

(2) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管および利用をいう。

(個人情報の収集等の届出)

第3条 実施機関は、継続かつ定型化して行う個人情報の収集等を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、規則(市長が定める規則をいう。以下この項および第8条第8項において同じ。)で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報の収集等を廃止し、またはその内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をする場合も同様とする。

(1) 個人情報の名称

(2) 個人情報の収集の目的

(3) 記録の対象となる個人の範囲

(4) 記録する個人情報の項目

(5) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報の収集等を開始し、廃止し、またはその内容の変更をした日以後において同項の届出をすることができる。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報の収集等については、適用しない。

(1) 法第75条第1項の規定により実施機関が作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報の収集等

(2) 図書館その他の市の施設において行われる個人情報の収集等であって、一般の利用に供することを目的とするもの

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の収集等の開始または変更の届出が行われている場合に、当該届出に係る個人情報の収集等が前項第1号に掲げる個人情報の収集等に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第1項および前項の届出があったときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(費用の負担)

第6条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図画の写しを交付する場合における当該写しの作成および送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(審議会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、函館市個人情報保護運営審議会(次条第1項を除き、以下本則において「審議会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、または廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、または変更しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、または変更しようとする場合

(個人情報保護運営審議会)

第8条 前条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いについて調査審議するため、函館市個人情報保護運営審議会を置く。

2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者等のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会の会議は、非公開とすることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、法およびこの条例の運用状況について公表するものとす

る。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(函館市個人情報保護条例の廃止)
- 2 函館市個人情報保護条例(平成2年函館市条例第30号)は、廃止する。
(函館市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の函館市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項、第20条第3項もしくは第20条の2第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)または旧条例第20条の3第2項の規定によるその役務の提供に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第8号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者または同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から委託された旧個人情報の処理を含む業務に従事していた者
 - (3) 前項の規定の施行前において指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係る管理業務に従事していた者
 - (4) 前項の規定の施行前において旧実施機関に派遣されて労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。)に基づく労働者派遣(同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務を提供した者
- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第11条第1項または第12条各項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報(旧条例第2条第6号に規定する保有特定個人情報を除く。)の開示、訂正、削除および目的外利用等(旧条例第8条第3項に規定する目的外利用等をいう。)の中止ならびに旧条例に規定する保有特定個人情報の開示、訂正、削除ならびに利用および提供の中止については、なお従前の例による。
- 5 函館市個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第19条第1項の規定により置かれている函館市個人情報保護運営審議会は、第8条第1項の規定により置かれる函館市個人情報保護運営審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第19条第4項の規定により委嘱された函館市個人情報保護運営審議会の委員である者は、施行日に、第8条第3項の規定

により函館市個人情報保護運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第19条第4項の規定により委嘱された函館市個人情報保護運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 8 旧条例第19条第1項の函館市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者または同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号から第4号までに掲げる者
- 10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報またはその役務の提供に関して知り得た同項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた同号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)
- 11 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)
- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。